

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則……………（法人団体課）	1
○北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………（情報政策課）	1
○北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則の一部を改正する規則……………（行政連携課）	2
○北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則……………（航空課）	2
○北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（循環型社会推進課）	2
○特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則……………（道民生活課）	2
○博物館法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則……………（文化振興課）	3
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（障がい者保健福祉課）	3
○北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則……………（産業振興課）	5
○畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（畜産振興課）	6
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………（建築指導課）	6
○北海道財務規則の一部を改正する規則……………（財務指導課）	7

規 則

地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第33号

地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

地方独立行政法人法施行細則（平成19年北海道規則第35号）の一部を次のように改正する。

第8条中「キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書」を「次に掲げ

る書類（公立大学法人にあっては、第1号に掲げる書類を除く。）」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 行政コスト計算書
- (2) 純資産変動計算書
- (3) キャッシュ・フロー計算書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第34号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）の項を削り、同表北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）の項中「第13条本文」を「第13条第1項」に改め、同表特定非営利活動促進法施行条例（平成10年北海道条例第40号）の項中「第2条第1項」を「第3条第2項（第7条第4項及び第18条第2項において準用する場合を含む。）」に改め、「第4条」の次に「（第20条において準用する場合を含む。）」を加え、「第7条第1項（所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合を除く。）」、第8条及び第11条を「（第25条第1項（第33条（第34条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により適用する場合を含む。）」、第8条（第25条第1項の規定により適用する場合を含む。）」、第9条（第25条第1項の規定により適用する場合を含む。）」、第11条（第25条第1項の規定により適用する場合を含む。）」、第12条第2項、第14条、第15条第1項（登記事項証明書に係る部分を除く。）及び第2項（登記事項証明書に係る部分を除く。）」、第16条、第17条（登記事項証明書に係る部分を除く。）」、第25条第2項（第33条において準用する場合を含む。）」、第26条（第33条において準用する場合を含む。）」、第28条（第33条において準用する場合を含む。）」、第29条（第33条において準用する場合を含む。）並びに第30条第2項（第33条において準用する場合を含む。）」に改め、同表北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年北海道条例第57号）の項中「第13条第1項、第3項及び第4項、第14条」を「第14条第1項及び第3項、第15条、第16条第1項」に改める。

別表第2北海道計量検定所条例施行規則（平成12年北海道規則第90号）の項中「第3条」

を「第2条、第3条」に改め、同表北海道地球温暖化防止対策条例施行規則（平成21年北海道規則第105号）の項中「第20条及び第25条」を「第20条第1項及び第24条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第35号

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則の一部を改正する規則

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則（平成22年北海道規則第50号）の一部を次のように改正する。

第1項第2号ウを削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第36号

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則

北海道空港条例施行規則（昭和50年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第5項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第37号

北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則（平成21年北海道規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「第12条の5第1項」の次に「若しくは第2項」を加える。

第12条第2号ウ中「第29条」を「第31条第2項」に、「博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県教育委員会が指定したもの」を「指定施設」に改め、同号ク中「第5条第12項」を「第5条第11項」に、「同条第26項」を「同条第27項」に、「同条第27項」を「同条第28項」に改め、同号サを次のように改める。

サ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設

第12条第2号シ中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改め、同条第3号中「及び準住居地域」を「、準住居地域及び田園住居地域」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第8条第1項第1号、第12条第2号ク及び同号シ並びに同条第3号の改正規定 公布の日
- (2) 第12条第2号サの改正規定 令和6年4月1日

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第38号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年北海道規則第140号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第10条第1項」の次に「（法第34条第5項において準用する場合を含む。）」を、「第13条第2項」の次に「（法第39条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「（所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合を除く。）」を削り、「及び」を「、」に、「提出」を「提出、法第31条第3項の規定による提出、法第34条第4項の規定による申請、法第44条第2項（法第51条第5項、第58条第2項（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第63条第5項において準用する場合を含む。）の規定による申請、法第49条第4項（法第51条第5項、第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第63条第5項において準用する場合を含む。）の規定による提出、法第52条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による提出、法第53条第4項（法第62条において準用

する場合を含む。)の規定による提出並びに法第55条第1項及び第2項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定による提出」に改める。

第9条中「第43条第4項」の次に「(法第67条第4項において準用する場合を含む。)」を加え、「及び法第56条」を「、法第49条第1項(法第51条第5項、第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。))、第63条第5項及び第67条第4項において準用する場合を含む。)」の規定による通知及び法第56条(法第62条において準用する場合を含む。))」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

博物館法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第39号

博物館法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則
(北海道立オホーツク流水科学センター条例施行規則の一部改正)

第1条 北海道立オホーツク流水科学センター条例施行規則(平成3年北海道規則第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「第29条の規定により文部科学大臣の指定した博物館に相当する施設」を「第31条第2項に規定する指定施設」に改める。
(北海道立総合博物館管理規則の一部改正)

第2条 北海道立総合博物館管理規則(平成26年北海道規則第72号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項第1号中「第29条の規定による指定を受けた博物館に相当する施設」を「第31条第2項に規定する指定施設」に改める。
(北海道立アイヌ総合センター条例施行規則の一部改正)

第3条 北海道立アイヌ総合センター条例施行規則(平成3年北海道規則第95号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第29条の規定により文部科学大臣又は都道府県教育委員会の指定した博物館に相当する施設」を「第31条第2項に規定する指定施設」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第40号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和44年北海道規則第92号)の一部を次のように改正する。

第4条の3中「精神障害者」の次に「及びその家族等であって法第28条第1項の規定による通知を受けたもの又は同条第2項の規定による立会いを行ったもの」を加える。

第15条中「第33条第6項」を「第33条第5項」に、「第4項又は第33条第3項・第4項」を「第3項又は第33条第2項・第3項」に改める。

第15条の2第1号中「第3項」を「第2項」に改め、同条第2号中「第3項に」を「第2項に」に、「同条第4項後段」を「同条第3項後段」に、「第4項又は第33条第3項・第4項」を「第3項又は第33条第2項・第3項」に改める。

別記第1号様式の2末尾欄外記載上の留意事項2の事項中「第4項」を「第3項入院」、「第33条第2項・第3項」に改める。

別記第4号様式の4を次のように改める。

別記第4号様式の4(第4条の3関係)

(表)

措置入院決定のお知らせ

年 月 日

様

北海道知事

【入院理由について】

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、【①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態 ③昏迷状態 ④統合失調症等残遺状態 ⑤抑うつ状態 ⑥躁状態 ⑦せん妄状態 ⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その他()】にあり、ご自身を傷つけたり、又は他人に害を及ぼすおそれがあることから、【①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の規定】による入院措置(措置入院・緊急措置入院)が必要であると認めたので通知します。

【入院中の生活について】

1 あなたの入院中、手紙や葉書などを受け取ったり、出したりすることは制限なく行うことができます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封してもらい、その異物は病院で預かるこ

とがあります。

2 あなたの入院中、次の人との電話・面会については制限なく行うことができます。

① 人権に関する行政機関の職員（北海道の職員など）

② あなたの代理人の弁護士や、あなた又はあなたの家族の希望によりあなたの代理人になろうとする弁護士

それら以外の人との電話・面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。

3 あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合は、行動制限を受けることがあります。

4 もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員にお話してください。

（裏面に続く。）

（裏）

【入院や入院生活に納得のいかない場合】

あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたの家族等は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、北海道知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は次のところにお問い合わせください。

札幌市白石区本通16丁目北6番34号
北海道立精神保健福祉センター
電話(011)864-7100

教 示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分に関する事務を行った総合振興局又は振興局の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第16号様式中

「なお、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第2項第2号から第5号までのいずれにも該当しないことを申し添えます。」

を

「なお、次のいずれにも該当しないことを申し添えます。
① 本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族
② 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人
③ 患者に対する虐待等（配偶者暴力、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待）を行っている者
④ 精神の機能の障害により当該精神障害者の入院及び処遇についての意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
⑤ 未成年者

に改める。

別記第17号様式中「第4項又は第33条第3項・第4項」を「第3項又は第33条第2項・第3項」に改める。

別記第17号様式の3末尾欄外記載上の留意事項2の事項中「第4項入院」、「第33条第3項・第4項」を「第3項入院」、「第33条第2項・第3項」に改める。

別記第17号様式の5末尾欄外記載上の留意事項1の事項中「第3項」を「第2項」に改める。

別記第17号様式の8中

過去6箇月間（措置入院後3箇月の場合は過去3箇月間）の治療の内容とその結果を記載すること。 （問題行動を中心として記載すること。）	
今後の治療方針（再発防止への対応含む）を記載すること。	

を

過去6箇月間（措置入院後3箇月の場合は過去3箇月間）の治療の内容とその結果	
---------------------------------------	--

(問題行動を中心として記載すること。) 今後の治療方針（再発防止への対応を含む）	
--	--

に改め、同様式末尾欄外記載上の留意事項2の事項中「第4項入院」、「第33条第3項・第4項」を「第3項入院」、「第33条第2項・第3項」に改める。

別記第17号様式の9中「医療保護入院の」を「医療保護入院者の」に、「又は第3項」を「又は第2項」に、

過去12箇月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由を記載すること。	
症 状 の 経 過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向
今後の治療方針を記載すること（患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組について）	

を

過去12箇月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由	
症 状 の 経 過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向
今後の治療方針（患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組について）	

に改め、同様式末尾欄外記載上の留意事項2の事項中「第4項入院」、「第33条第3項・第4項」を「第3項入院」、「第33条第2項・第3項」に改める。

別記第24号様式中

過去12箇月間の治療の内容と、その結果を記載すること（過去12箇月間に行動制	
--	--

限が行われた際はその必要性について)	
--------------------	--

を

過去12箇月間の治療の内容と、その結果（過去12箇月間に行動制限が行われた際はその必要性について）	
---	--

に改め、同様式末尾欄外記載上の留意事項2の事項中「第4項入院」、「第33条第3項・第4項」を「第3項入院」、「第33条第2項・第3項」に改める。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第41号

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

北海道立工業技術センター管理規則（昭和61年北海道規則第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の事項の表中223の項を226の項とし、186の項から222の項までを3項ずつ繰り下げ、185の項を187の項とし、同項の次に次のように加える。

188 レーザー顕微鏡	5,750円	3,300円
-------------	--------	--------

別表第1の1の事項の表中184の項を186の項とし、170の項から183の項までを2項ずつ繰り下げ、同表169の項中「紫外可視分光光度計」を「紫外可視近赤外分光光度計」に、「5,150円」を「4,300円」に、「200円」を「310円」に改め、同項を同表171の項とし、同表中168の項を170の項とし、113の項から167の項までを2項ずつ繰り下げ、112の項を113の項とし、同項の次に次のように加える。

114 ビーズ式細胞破碎装置	2,800円	310円
----------------	--------	------

別表第1の1の事項の表中111の項を112の項とし、9の項から110の項までを1項ずつ繰

り下げ、8の項の次に次のように加える。

9 電力測定器	3,100円	600円
---------	--------	------

別表第2の1の事項の表中59の項を60の項とし、30の項から58の項までを1項ずつ繰り下げ、29の項の次に次のように加える。

30 レーザー顕微鏡組織観察	1件ごとに	5,750円
----------------	-------	--------

別表第2の2の事項の表5の項中「紫外可視分光分析」を「紫外可視近赤外分光分析」に、「7,750円」を「4,300円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用の承認の申請がされた施行日以後の北海道立工業技術センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 施行日前に申込みがされた分析に係る手数料については、なお従前の例による。

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第42号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則（令和4年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号の表以外の部分中「畜舎等」の次に「（特例畜舎等を除く。第3号及び第8条を除き、以下同じ。）」を加え、同号の表条例第6条の規定が適用される畜舎等の部中「第6条」を「第8条第1項」に改め、同部の次に次のように加える。

条例第8条第2項の規定が適用される畜産業用倉庫又は畜産業用車庫	付近見取図	畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の敷地に接する道路の種類
	配置図	敷地境界線並びに畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の敷地と接する路地状部分の長さ及び幅員

第4条第1号の表条例第7条の規定が適用される畜舎等の部中「第7条」を「第9条第1項」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 危険物の貯蔵の用途に供する畜舎等にあつては、別記第1号様式の危険物調査

第5条第1号中「又は第7条」を「、第8条又は第9条」に改める。

第6条中「別記第1号様式」を「別記第2号様式」に改める。

第7条中「又は第7条」を「、第8条又は第9条」に改める。

第8条中「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改める。

別記第2号様式を別記第3号様式とし、別記第1号様式を別記第2号様式とし、附則の次に次の1様式を加える。

別記第1号様式（第4条関係）

危険物調査書				
申請者の氏名		工事種別	新築、増築、改築、その他（ ）	
建築位置		防火地域	防火、準防火、指定なし	
事業内容		敷地面積		
畜舎等の延べ面積		貯蔵の用途に供する部分の延べ面積		
危険物の種類等				危険物の最大貯蔵量
種類	類別・品名	性質	用途	
危険物の貯蔵方法その他の参考となる事項				

注1 「危険物の種類等」の欄には、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第116条第1項の表、消防法（昭和23年法律第186号）別表第1及び危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3に掲げる名称を記入すること。

2 単位は、メートル法によること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第43号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和48年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第17条の2」を「第17条の3」に改める。

第6条中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、同条第10号中

「の建築物」の次に「若しくは一敷地内認定建築物」を加え、同号を同条第11号とし、同条中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 法第52条第6項第3号の規定による認定に関する事務（第4条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物に該当するものに係る事務に限る。）

第17条の2を次のように改める。

（防寒構造）

第17条の2 条例第11条に規定する規則で定める防寒構造は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることとする。

第17条の2の次に次の1号を加える。

（多雪区域内における屋根又は天井の構造）

第17条の3 条例第13条に規定する規則で定める構造は、屋根又はその直下の天井及び外気等（外気又は外気に通ずる小屋裏若しくは天井裏をいう。次項において同じ。）に接する天井について、断熱、結露防止及び気密のための措置を講じた構造（第1号及び次項において「断熱構造」という。）とする。ただし、次のいずれかに該当するもの又はこれらに類するものについては、この限りでない。

- (1) 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫その他これらに類する空間の屋根又は天井

- (2) 小屋裏又は天井裏が外気に通じている屋根

2 屋根又はその直下の天井若しくは外気等に接する天井を前項に定めるところにより断熱構造とする場合にあっては、当該屋根又はその直下の天井並びに外気等に接する天井の設計、断熱材の施工及び気密層（気密性の高い材で構成される層をいう。）の施工について、別に定める基準によることとする。

第19条第1項中「第22号」を「第23号」に、「第23号」を「第24号」に改め、同項第9号中「第55条第3項各号」を「第55条第3項又は第4項各号」に改め、同項中第23号を第24号とし、第12号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 法第58条第2項の規定による許可

第19条第2項中「第22号」を「第23号」に改め、同条第3項中「第23号」を「第24号」に改める。

第19条の3第1項中「第15号から第21号」を「第16号から第22号」に、「第5号及び第12号」を「から第6号まで及び第13号」に改め、同項中第21号を第22号とし、第4号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 法第52条第6項第3号の規定による認定

第20条第1項中「第19条第1項第22号及び第23号」を「第19条第1項第23号及び第24号」

に、「第5号及び第12号」を「から第6号まで及び第13号」に改める。

第22条第2項中「第10条の4の4第1項第3号」を「第10条の4の10第1項第3号」に、「第10条の4の7第1項第2号」を「第10条の4の13第1項第2号」に改める。

別表第3を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第44号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

第43条第2項中「（当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第75条の2第4号において同じ。）に基づき作成する書類を含む。第66条及び第298条において同じ。）」を削る。

第75条第2号中「次条各号」を「次条第2項各号」に改める。

第75条の2の見出し中「基準」を「基準等」に改め、同条第4号中「電磁的記録」の次に「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

政令第158条の2第1項の規則で定める歳入は、北海道営住宅条例（平成9年北海道条例第11号）第2条第6号に規定する道営住宅等の明渡請求又は明渡期限後若しくは入居期限後の入居の継続に係る損害賠償金とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。